

第6号議案

平成30年度監査室内部監査計画について

(案)

平成30年度の内部監査につき、監査室内部監査規程第11条に基づいて、別紙「平成30年度監査室内部監査計画書」に則り、実施する。

以上

【添付資料】

別紙：平成30年度監査室内部監査計画書

＜参考＞電力広域的運営推進機関 監査室内部監査規程

第2章 監査の実施

(監査計画書の作成)

第11条 監査責任者は各事業年度開始に先立って監査計画（年度計画書）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

平成30年3月22日

平成30年度 監査室内部監査計画書

監査室

1. 監査室内部監査の方針

- ▶ 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）に係る法令・定款その他本機関の諸規程に則り、監査室内部監査規程に基づいて、各部門における業務遂行の適切性と有効性を検証する。
- ▶ 監事と監査情報の緊密な連携を保ち、効率的な内部監査を実施する。
- ▶ 平成30年度は、各部門の業務につき諸規程等の運用状況を評価することで、各部門業務の適切かつ効率的な運営を確認するとともに、本機関において重要な課題である情報システムに関する統制のうち、情報セキュリティ及びITガバナンス¹に係る統制の整備・運用状況等を確認する。

2. 内部監査の対象分野

A) 業務監査

本機関における日常業務の執行が、法令・定款その他本機関の諸規程に準拠して、適正かつ有効的に行われているかを、総務部・企画部・計画部・運用部の4部及びシステムアクセス室・紛争解決対応室の2室を対象として監査する。

B) 会計監査

本機関における会計処理が、法令・定款その他本機関の諸規程等に基づき、正当な証拠書類等により適正に行われているかについて監査する。

C) 文書管理監査

本機関における法人文書の管理が文書管理規程に従い、適正に実施されているかを監査する。

D) 情報管理監査

本機関における情報の管理が情報管理規程に従い、適正に実施されているかを監査する。

E) 情報システムに係る監査

本機関における情報セキュリティ施策が情報セキュリティ対策規程等に従い、適正に実施されているか、また情報システムに係るITガバナンスの統制が適切に整備されているかを監査する。

F) その他必要な監査

理事長又は理事会の指示により、特命事項（重大な案件等）がある場合、監査する。

¹ ITガバナンスとは、ITに関する企画・導入・運営および活用を行うにあたって、すべての活動、成果および関係者を適正に統制し、目指すべき姿へと導くための仕組みを組織に組み込むことをいう。